

常滑市登窯広場及び常滑市廻船問屋瀧田家業務仕様書

常滑市登窯広場及び常滑市廻船問屋瀧田家の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、関係法令等によるほか、この仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、常滑市登窯広場及び常滑市廻船問屋瀧田家の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 管理に関する基本的な考え方

- (1) 常滑市登窯広場の設置及び管理に関する条例（以下、「登窯設管条例」という。）及び同条例施行規則に基づき適切な管理を行うこと。
- (2) 常滑市廻船問屋瀧田家の設置及び管理に関する条例（以下、「瀧田家設管条例」という。）及び同条例施行規則に基づき適切な管理を行うこと。
- (3) 公の施設であることを認識し、公平な管理を行うとともに、利用者（登窯設管条例第7条第1項の許可を受けた者及び瀧田家設管条例第10条第1項の利用料金を納付した者及び無料施設のみ利用者）及び来場者（市民、観光客）へのサービス向上に努めること。
- (4) 利用者等のニーズの把握に努め、管理運営に反映すること。
- (5) やきもの散歩道の観光振興、地域の活性化及び市の歴史の保存に寄与する管理を行うこと。
- (6) 個人情報の保護に関する法律、常滑市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び同条例施行規則に基づき、個人情報保護対策を講じること。
- (7) 現在の従業員をできる限り継続雇用することにより、効率的運営を行うこと。

3 施設規模

(1) 常滑市登窯広場

ア 所在地 常滑市栄町六丁目 145 番地

イ 施設概要 (全体敷地面積 1437.15 m²)

(ア) 展示工房館

木造 2 階建て 延床面積 249.6 m² 建築面積 124.8 m²

1 階 両焚倒炎式角窯の保存展示、事務室

2 階 体験工房、民俗資料展示場

(イ) 野外施設

お祭り広場 陶製ブロック仕上げ 238 m²

土管広場 陶管リング仕上げ 146.5 m²

あずま屋 鉄骨造 建築面積 8.05 m²

公衆トイレ 鉄骨造 床面積 13.55 m² 和式 1、洋式 1、男子用小便器 1

ガス窯置場 鉄骨造 建築面積 7.7 m² ガス窯 0.3 m²

陶壁 陶製ブロック、陶製焼酎、焼き台仕上げ

大陶壁「夢」 面積 42.07 m²

シンボルモニュメント「時空」

煙突

(2) 常滑市廻船問屋瀧田家

ア 所在地 常滑市栄町四丁目 75 番地

イ 施設概要

(ア) 全体敷地面積 2,668.07 m²

(敷地部分 1,661.70 m²、でんでん山部分 1,006.37 m²)

(イ) 施設

A 母屋 (市文化財指定) 木造 2 階建て、延床面積 311.49 m²

B 土蔵 (市文化財指定) 木造 2 階建て、延床面積 49.58 m²

C 離れ (市文化財指定) 木造平屋建て、延床面積 61.09 m²

D 納屋 (上)・長屋門 60.10 m²

E 納屋 (下) 70.97 m²

F 離れの便所 1.44 m²

G 井戸屋形 5.65 m²

4 指定期間等

指定期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで (5 年間) とする。

ただし、協定の締結は 1 年ごととし、管理を継続することが妥当でないと認める場合、指定管理者の指定を取り消すことがある。

5 休館日及び利用時間

休業日及び利用時間は、登窯設管条例及び瀧田家設管条例に定める休業日及び利用時間とする。ただし、利用時間及び期間は、指定管理者が特に必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、臨時に変更することができる。

6 業務内容

(1) 施設等の利用許可に関すること。

- ア 利用を許可すること。
- イ 利用の制限や利用許可の変更、取消し、利用の中止命令を行うこと。
- ウ 瀧田家設管条例の別表（第10条関係）に定める利用料金の徴収を行なうこと。

(2) 施設等の維持管理に関する業務

- ア 利用時間を遵守すること。
- イ 施設等が常に良好な状態で利用できるよう管理すること。
- ウ 施設等の施錠及び貸付物品は、適正な管理を行うこと。
- エ 施設等の設備が正常に稼働していることを確認すること。
- オ 事務室に必要な人員を常駐させること。
- カ 従事員に対して、施設等の運営に必要な研修を実施すること。
- キ 施設等の適正な運営のため、施設等及び各種設備の整備等の保守管理を行うこと。
- ク 施設等の清掃、草刈を行うこと。
- ケ 施設等の修繕料は、年度協定書で定めた額とする。
- コ 消防法第8条に基づく防火管理者を選任すること。

(3) 利用者等の利用管理に関する業務

- ア 施設等全体を監視し利用者等の安全に努めること。
- イ 施設等内の秩序を維持し、事故、盗難、破壊等の犯罪及び火災等災害の発生を警戒、未然防止及び安全管理に努めること。また財産の保全を図るとともに、利用者等の安全を確保するため、保安管理を適切に行うこと。
- ウ 事故が発生した場合は、直ちに市に報告し事故報告書を作成すること。
- エ 団体利用に当たっては、重複しないよう調整し、効率的な利用を図ること。

(4) 観光サービスの提供に関すること

- ア 観光案内や展示品の紹介など、利用者等へ観光サービスの提供に努めること。
- イ 施設等の利用案内など必要な印刷物を作成し、配布すること。
- ウ アンケート調査や意見箱の設置などを行い、利用者等のニーズを把握すること。
- エ その他施設等の管理上、市が必要と認める業務を行うこと。

(5) 自主事業

指定管理者は、市と協議の上、自主事業を行うことができる。その場合、指定管理者が経費を負担し、自らの収入とする。

(6) 業務報告

管理業務日誌を常備し、それをもとに、利用状況の明細を記した報告書を毎月作成し、翌月 10 日までに提出すること。

7 経費等について

(1) 経費の執行

予算書の科目の範囲内で執行すること。ただし、市との協議により、科目間の流用ができるものとする。

(2) 事業報告

会計年度終了後 30 日以内に、管理業務及び収支の実績報告を行うこと。

(3) 管理口座

会計処理は、団体の既存口座と別の口座で管理を行うこと。

(4) 実地調査

市は、必要に応じて労務管理、施設、物品及び各種帳簿等の調査を行う。

8 指定管理者が賠償責任を負う範囲

指定管理者は、施設等の業務の履行に当たり、指定管理者の責めに帰すべき事由により市または第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

9 物品の管理等

(1) 指定管理者が行った修繕により、結果として物品を取得することとなる場合、その物品は市の所有に属するものとする。

(2) 市の所有に属する物品について、善良な管理者の注意をもって管理に努めること。特に、常滑市廻船問屋瀧田家の古文書及び家具什器類は貴重なものであり、日本福祉大学知多半島総合研究所の指導の下、厳重に管理を行うこと。

(3) 物品のうち、備品は備品台帳を備え、取得及び廃棄等の異動については随時、市に報告すること。

(4) 指定管理者は、使用する備品について、定期的に市の照合を受けなければならない。

10 業務を実施するにあたっての留意事項

次の項目に留意して円滑に実施すること。

(1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこと。

(2) 指定管理者が規定や要領等を別に定める場合、市と協議を行うこと。

(3) 個人情報の適正な管理のため、管理規定の整備や従業員へ個人情報保護について周知、徹底をすること。

(4) 業務上知り得た秘密を漏らさないこと。

(5) 建物損害保険（火災、落雷等）については市が加入するが、入場者傷害保険及び指定管理者の業務上の瑕疵により生ずる損害賠償に対応できるよう賠償資力を確保す

るための適切な保険に加入すること。その他施設管理上必要があれば、指定管理者が加入すること。

- (6) 緊急時の防犯・防災対策について、指導及び訓練を行うこと。防災対策については、常滑市地域防災計画に基づいたものとする。
- (7) 市を始め公的な団体の実施事業へ協力すること。
- (8) 市の事業は、優先的に施設を利用できるものとする。
- (9) 管理に係る業務を一括して、第三者に委託しないこと。
- (10) その他、本仕様書に記載のない事項は、市と協議すること。

1 1 減免について

利用料金の減免は、瀧田家設管条例及び同条例施行規則に基づき市長が定める減免基準により行う。

1 2 法令等の遵守

- (1) 地方自治法
- (2) 労働基準法
- (3) 施設維持、設備保守点検に関する法規
- (4) 登窯設管条例及び同条例施行規則
- (5) 瀧田家設管条例及び同条例施行規則
- (6) 個人情報保護に関する法律
- (7) 常滑市情報公開条例
- (8) 常滑市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び同条例施行規則
- (9) 常滑市公契約条例及び同契約条例施行規則
- (10) 常滑市公契約条例にかかる労働条件の確保に関する要綱

1 3 その他

- (1) 指定管理者は、指定期間終了時に次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設等の業務を挙行できるよう引き継ぎを行うこと。
- (2) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合、市は指定の取消し又はある一定の期間を設けて業務の全部若しくは一部を停止することができる。その場合、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとする。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、施設等の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

イ 当事者の責めに帰すことのできない事由による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ事前に書面で通知することにより協定を解除できる

ものとする。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、施設等の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

- (3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合市と指定管理者は、誠意をもって協議をするものとする。
- (4) 電気料金及び使用料が予算書と比較して通常増減の範囲を逸脱した場合は、協議を行うこととする。